

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 - 1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- （注） 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6 - 1 - 2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- （注） 1 A A地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- （注） 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を越える道路にあっては20メートルまでをいう。
4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。